

阿南市監査委員公表第4号

令和7年1月7日付けで提出された阿南市職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、別紙のとおり監査結果を公表します。

令和7年3月5日

阿南市監査委員	栗	村	誠
阿南市監査委員	湯	浅	聖 治
阿南市監査委員	幸	坂	孝 則

別 紙

阿南市職員措置請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求人 (略)

2 請求書の提出日 令和7年1月7日

3 請求の内容 阿南市職員措置請求書

1 請求の要旨

・阿南市会計管理者が令和6年1月10日売却発注した2件（別紙1）の有価証券に関する市長からの命令または通知、市長の決裁印のある書類等関連する公文書の開示請求を行っていましたが、阿南会第37号、令和6年12月26日付で書類は作成されていないことを理由とした不開示決定通知書（別紙2）がありました。

地方自治法第170条（会計管理者の職務権限）には、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。同法第2項には会計事務を例示されて、現金（現金に換えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。と定められている。

新版 逐条地方自治法第9次改訂版によると「会計管理者は、基金に属する現金、有価証券及び動産についてもその出納及び保管を行うものであるが、このことは、基金の運用までを会計管理者が行うことを意味するものではない。すなわち、基金の運用自体は財産の管理者たる普通地方公共団体の長の権限に属し、会計管理者は、長の決定した運用方針に従い、その命令又は通知に基づいて現金、有価証券及び動産の出納保管のみおこなうものであることに注意する必要がある。」（別紙3）と解説している。

また、地方自治法第149条第6号（担当事務）では、普通地方公共団体の長の担当事務として、財産を取得し、管理し、及び処分すること。と定められている。

新版 逐条地方自治法第9次改訂版によると「例えば、基金を現金又は有価証券として管理する場合、その出納及び保管は会計管理者が行うことになるが、このことは、基金の運用までを会計管理者が行うことを意味するものではなく、基金の運用自体は普通地方公共団体の長の権限に属し、会計管理者は、長の決定した運用方針に従って現金及び有価証券の出納保管のみを行うことになるわけである。」（別紙4）と解説しています。

さらに、地方自治法施行令第168条の7第2項（歳入歳出外現金及び保管有価証券）には、「会計管理者は、普通地方公共団体の長の通知がなければ、歳入歳出外現金又は普通地方公共団体が保管する有価証券で当該普通地方公共団体の所有に属しないものの出納をすることができない。」と定められている。

別紙1、別紙2より、本件2件の有価証券の売却に市長からの命令または通知がなかったのは明白である。

従って、市長から命令又は通知の無い売却は地方自治法第149条（担当事務）、同法第170条（会計管理者の職務権限）、地方自治法施行令第168条の7（歳入歳出外現金及び保管有価証券）、阿南市会計規則第146条（基金）、阿南市事務決裁規程に違反した重

大な瑕疵がある行為であると思料しますので、本件事案について、地方自治法、地方自治法施行令、阿南市会計規則、阿南市事務決裁規程に違反した違法、不当な基金の運用であるとの確認を求めます。

また、今後の阿南市基金の適正な管理運用を図るため阿南市長並びに会計管理者に対して、是正勧告を求めます。

（書面の内容は、誤字等を訂正したほかは、原文どおり記載した。）

2 添付書類

証拠書類各写 各4通

4 請求の受理

令和7年1月7日に提出のあった住民監査請求（以下「本件請求」という。）は、同日收受し、所定の法定要件を具備しているか否かを審査したところ、請求書に不備な点が認められたので、請求人による補正がなされた後、令和7年1月7日付けでこれを受理した。

第2 補正書の提出

本件請求は、請求書に不備な点が認められたので、請求人に対し補正書の提出を求めたところ、令和7年1月21日に補正書が提出された。

補正書の内容

(1) 請求書の要旨において、本市においてどのような損害が発生し又は発生しようとしているのかを具体的に明記してください。

阿南市債券運用指針（平成23年10月3日施行）は、流動性を確保するため債券の運用期間は10年以内を原則とし、満期償還期間までの保有を原則としている。

事実証明書に添付の保有資産管理台帳写しによると、運用期間は30年であり、途中売却しているため満期までの受取利息を得ることができない。

また阿南市が債券購入問題の原因を究明するため設置した第三者委員会の経費として961,000円を予算計上しており、適正な基金運営を行っていれば、こうした経費は不必要である。

さらに、阿南市は会計管理者が地方自治法等関係法令に準拠した基金の運用をしなければ、今後の財政運営や基金の運用に大きな損害が発生する恐れがある。

(2) 「是正勧告を求めます」と主張する部分について、どのような措置が必要であるのかを具体的に明記してください。

基金の運用自体は財産の管理の管理者たる普通地方公共団体の長の権限に属し、会計管理者は、長の決定した運用指針に従って現金及び有価証券の出納保管のみを行うことになるが、歴代の阿南市会計管理者は、会計管理者の職務権限である現金及び有価証券の出納保管の中に、基金の運用も含まれていると誤認した結果、会計管理者の独断で債券の購入、売却を繰り返したものであり阿南市債券運用指針も了知していなかったと思料いたします。

市長からの命令又は通知が無い状態で、阿南市会計管理者の裁量で満期償還まで20年～30年の長期債券を購入、売却が地方自治法等関係法令や阿南市債券運用指針に違反した重大な瑕疵ある行為であるとの確認を求めます。

そして、会計管理者の裁量で債券の購入、売却が進められていたのは組織としての意思決定やチェック機能が正常に働いていなかった結果であると考えますので、今後においては地方自治法等関係法令を遵守し債券運用のルール of 適正化を図るよう阿南市長及び会計管理者に対して勧告を求めます。

(書面の内容は、誤字等を訂正したほかは、原文どおり記載した。)

第3 監査の実施

1 監査対象事項

阿南市職員措置請求書及び請求人の陳述の内容から判断して、次の事項を監査の対象とした。

阿南市会計管理者が実施した、令和6年1月10日の有価証券の売却について、地方自治法及び阿南市会計規則、阿南市事務決裁規程に違反した、違法、不当な基金の運用であることについての確認について

2 請求人による陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和7年2月6日に、請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は追加の証拠書類(新版 逐条地方自治法第9次改訂版)写1通の提出及び請求書の要旨を補足する陳述があった。その内容は、次のとおりである。

・地方自治法第241条では、基金は、特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならないと規定されているが、この基金の運用は、安全確実にしていないので、地方自治法に違反している。

・地方自治法第241条第5項には、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならないと規定されている。その運用の状況を示す書類とは、1年度間における増減異動の状況及び年度末におけるこれらの現在高を示す書類であるので、本来であったらここに3月末現在の時価額、評価損益額を記すべきである。次回からこの現在高を記載していただきたい。

・損害に対する措置として、本来であれば「〇〇が〇〇を払え」だと思うが、そこまでは求めているので、是正勧告をしていただきたい。

3 監査対象機関に対する監査の実施

本件監査対象機関を会計課とし、当該機関に対し、書面による請求内容に対する意見等の提出を求めるとともに、関係証拠書類の提出を受けて精査することにより監査を実施した。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

1 関係書類による事実確認

(1) 令和6年1月10日に売却した有価証券について

・2件とも財政調整基金の有価証券である。

1 5年債

額面金額 5億円

受入価格 4億9,886万2,328円

購入日 令和4年8月10日

売却価格 4億9,935万5,000円

売却益 49万2,672円

2 10年債

額面金額 5億円

受入価格 5億47万8,356円

購入日 令和4年10月3日

売却価格 5億76万円

売却益 28万1,644円

・売却理由については、2件とも、令和6年1月10日時点で運用益が見込めたことによる。

(2) 第三者委員会の経費について

令和6年阿南市議会12月定例会において、阿南市基金運用に関する第三者調査委員会設置条例の制定についての議案及び第三者委員会の経費を含む一般会計補正予算案を提出し、いずれも令和6年12月20日に原案どおり議決されている。

(3) 関係法令等の定めについて

ア 地方自治法（以下「法」という。）

- ・会計管理者の職務権限及び会計管理者の職務の代理を規定したもので、第2項では、会計事務の具体的な内容について、例示されている（法第170条）。
- ・普通地方公共団体の長の担任する事務に関する規定で、普通地方公共団体の長の権限の主なものを、普通地方公共団体の事務を中心にして、具体的に概括例示したものであり、第6号では、財産を取得し、管理し、及び処分することと定めている（法第149条）。

イ 地方自治法施行令（以下「令」という。）

- ・会計管理者は、普通地方公共団体の長の通知がなければ、歳入歳出外現金又は普通地方公共団体が保管する有価証券で当該普通地方公共団体の所有に属しないものの出納をすることができないと定めている（令第168条の7第2項）。
- ・第168条の7第2項の規定は、公有財産に属する有価証券の出納についてこれを準用する（令第169条の8）。

ウ 阿南市会計規則（以下「規則」という。）

- ・基金に属する現金の収入、支出、出納及び保管、公有財産若しくは物品の管理及び処分又は債権の管理については、第2章（収入）、第3章（支出）、第5章（指定金融機関）及び前2節（物品・債券）の規定を準用し、「収入決定権者」、「支出決定権者」又は「物品管理者」を「各部課等の長」と読み替えるものと規定している（規則第146条）。

2 監査委員の判断

(1) 市長から命令又は通知が無かったとする点について

ア 請求人の主張

新版 逐条地方自治法第9次改訂版によると「例えば、基金を現金又は有価証券として管理する場合、その出納及び保管は会計管理者が行うこととなるが、このことは、基金の運用までを会計管理者が行うことを意味するのではなく、基金の運用自体は普通地方公共団体の長の権限に属し、会計管理者は、長の決定した運用方針に従って現金及び有価証券の出納保管のみを行うこととなるわけである。」と解説している。しかし、証拠書類別紙1及び別紙2より、本件2件の有価証券の売却に市長からの命令または通知がなかったのは明白である。

地方自治法第170条には、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。同法第2項には会計事務を例示されて、現金の出納及び保管を行うこと。と定められている。また、地方自治法第149条第6号では、普通地方公共団体の長の担任する事務として、財産を取得し、管理し、及び処分すること。と定められている。さらに地方自治法施行令第168条の7では、長の通知がなければ、歳入歳出外現金又は普通地方公共団体が保管する有価証券で当該普通地方公共団体の所有に属しないものの出納をすることができない。と定められている。

歴代の阿南市会計管理者は、会計管理者の職務権限である現金及び有価証券の出納保管の中に、基金の運用も含まれていると誤認した結果、会計管理者の独断で債券の購入、売却を繰り返したものであり阿南市債券運用指針も了知していなかったと思料する。

イ 監査対象機関の説明

(会計課)

- (1) 請求人は、令和6年12月26日付け阿南会第37号での不開示決定通知書による2件の有価証券の売却における市長からの命令または通知の書類が作成されていないことを根拠にその命令または通知がなかったと主張するが、通知とは、ある一定の事実、処分又は意思を特定の相手方に知らせることをいい、通知は、原則として、必ずしも文書によってすることを必要とせず、口頭や使者によることも認められる。
- (2) 有価証券の出納について定める地方自治法施行令第169条の8では、公有財産に属する有価証券の出納については、同令第168条の7第2項の規定を準用するとし、同項では「会計管理者は、普通地方公共団体の長の通知がなければ、歳入歳出外現金又は普通地方公共団体が保管する有価証券で当該普通地方公共団体の所有に属しないものの出納をすることができない。」と規定するが、基金に対して特に文書による通知を求めるものではない。
- (3) 市長は、市長選挙において公約に掲げた阿南市の全世帯に一律10万円給付を実施するための財源を確保するため、国の交付金を活用することとし、不足分は財政調整基金を含めた一般財源から補填する考えであることを令和5年阿南市議会12月定例会の所信で述べている。
- (4) 市長は公約の実現に向けた財政調整基金から補填するための具体的事項について、総務部長及び財政課長並びに会計管理者及び会計課長との協議を行い、その結果として2件の有価証券の売却がなされた。
- (5) 阿南市債券運用指針（令和5年7月18日施行）第7条の規定により、売却がなされた場合には保有資産管理台帳を作成するとなっており、阿南市会計規則第146条には、基金に属する現金の収入、支出、出納及び保管、公有財産若しくは物品の管理及び処分又は債権の管理については、同規則第2章（収入）、第3章（支出）、第5章（指定金融機関等）及び前2節（物品・債権）の規定を準用することが定められていることから、会計規則に準じて事務を行い、有価証券の保有資産管理台帳を作成している。
- (6) 2件の売却に対する保有資産管理台帳には、阿南市事務決裁規程第3条（行政委員会事務局等の指揮監督）により会計課を指揮監督する総務部長の決裁を得ているし、同規程第6条（部長及び課長の専決）の別表第2 1一般的事項の(11)、(12)により、前会計管理者は総務部長の決裁を得ていることにより市長の承認を受けていると認識していた。

以上のことから、「2件の有価証券の売却に市長からの命令または通知がなかったのは明白である」とは言えないし、地方自治法第149条、同第170条、地方自治法施行令第168条の7、阿南市会計規則第146条、阿南市事務決裁規程に違反しているとも言えない。

また、請求人は、市長からの命令又は通知のない状態を前提条件として、地方自治法等関係法令や阿南市債券運用指針に違反した重大な瑕疵ある行為であると主張するが、前述のとおり市長からの命令があったことは明らかであり、前提条件を欠いた主張は認めることができない。

ウ 監査委員の判断

本件措置請求における前提である、基金の運用につき、市長の権限に属し、会計管理者は、

市長の決定した運用指針に従って有価証券の出納保管を行うものであること、会計管理者が有価証券の出納を行うにあたり市長からの命令又は通知が必要なことについては、請求人の主張のとおり地方自治法を解釈することが適当であり、監査対象機関たる会計課においても争いはない。そのため、本件については、請求人の主張する、本件有価証券の売却につき、市長からの命令または通知がなかったことは明白であると主張する点につき判断を行う必要がある。

この点請求人は、別紙1、別紙2にある会計課の管理する保有資産管理台帳を用いて、市長からの命令または通知がなかったことは明白であると主張する。しかし、市長からの命令または通知方法においては、通知文に限らず、口頭も含め多種多様な意思伝達方法が可能であり、必ずしも、当該保有資産台帳において市長の命令通達を証明する必要はないことから、当該保有資産管理台帳の存在のみをもって、直ちに、市長からの命令または通知が会計管理者になされなかったと推測することはできない。また、当該保有資産管理台帳には、会計課のみならず総務部長の決裁がなされていることから、本件有価証券の売却において、会計管理者が会計課以外の者の判断を求めていることは明らかであることから、会計管理者が基金の運用における職務権限の判断を誤り、独断で債券の購入、売却を繰り返したものでないことがわかる。さらに、会計課の主張にもある、令和5年12月定例会の市長所信において財政調整基金を活用する意向であったことは明らかであり、本件の阿南市会計管理者における有価証券を売却した点は、阿南市長の基金運用の意向に沿うものともいえる。

以上のことから、本件において、本件有価証券の売却につき、市長からの命令又は通知がなかったことは明白であるという主張は認めることができない。

(2) 基金を売却したことにより発生した損害について

ア 請求人の主張

阿南市債券運用指針（平成23年10月3日施行）は、流動性を確保するため債券の運用期間は10年以内を原則とし、満期償還期間までの保有を原則としているが、事実証明書に添付の保有資産管理台帳写しによると、運用期間は30年であり、途中売却しているため満期までの受取利息を得ることができない。また阿南市が債券購入問題の原因を究明するため設置した第三者委員会の経費として961,000円を予算計上しており、適正な基金運営を行っていれば、こうした経費は不必要である。さらに、阿南市は会計管理者が地方自治法等関係法令に準拠した基金の運用をしなければ、今後の財政運営や基金の運用に大きな損害が発生する恐れがある。

イ 監査対象機関の説明

（会計課）

2件の有価証券について、満期を待たずして途中で売却しているため、満期までの受取利息を得られないことは当然であり、請求人は、得られるはずであった受取利息を得られないことを損害と言うが、売却後においては得られないことが明らかである満期時の受取利息が損害であるとする合理的な理由もないし、現に売却した有価証券については、売却益を得ていることから2件の有価証券の売却に関し、損害は発生していない。

第三者委員会の経費についても、前述のとおり議決され、同条例には、委員に対して報酬と費用弁償として旅費を支給する旨を定め、その支給額についても定めている。この条例に定める額を算定基礎として一般会計補正予算案に第三者委員会の委員報酬及び旅費並びに第三者委員会の運営に必要な通信運搬費を計上しており、条例案、一般会計予算案がともに原案どおり議決されていることから第三者委員会の経費が不必要であるとは認められない。

「阿南市は会計管理者が地方自治法等関係法令に準拠した基金の運用をしなければ、今後の

財政運営や基金の運用に大きな損害が発生する恐れがある」については、請求人がした住民監査請求における監査の対象は2件の有価証券の売却であり、これらの売却では、売却益を得ているため損害は認められないし、これら2件の有価証券を売却したことが、今後の財政運営や基金の運用に大きな損害が発生させる要因となる根拠も具体的な損害についても示されず、大きな損害が発生する恐れがあるとは言えない。

ウ 監査委員の判断

請求人は、本件において売却した債券について、満期を待たずに途中で売却したため、満期まで運用した場合と比較し、残りの期間分の利息を受け取ることができなかった点を損害として主張している。この点、売却時において2件の有価証券とも売却益が生じていること、基金の運用は市長の権限であり、長期債券を満期まで運用しないこともその裁量の範囲内であることから、満期までの運用利息を損害と認定することはできない。

また、長期債券が市場売買等の状況により変動し、簡易的な予測が不可能であることから、満期前に債券を売却することをもって本市に損害を与えたものと判断することはできないものである。

次に、請求人は、本件債券の売却時の基金運営に関連付け、阿南市が債券購入問題の原因を究明するために設置した第三者委員会の経費961,000円を不必要な経費と主張する。しかし、本件債券の売却が本市に損害を与えたものとは判断できないこと、本件債券売却と債券購入問題の原因を究明するため設置した第三者委員会の関係性が不明瞭である以上、この点も、損害と判断することはできない。

さらに、請求人は、会計管理者が地方自治法等関係法令に準拠した資金の運用をしていないことを前提に、今後の財政運営や基金の運用に大きな損害が発生する恐れがあると主張するが、本件では、会計管理者が法令に違反した事実等は認められず、この点については理由がない。

3 結論

以上のとおり、請求人が主張する、本件債券の売却において市長から命令または通知がなかったとする点は認めることができない。また、本件債券の売却にあたり法令手続の違反や、本市における損害等も認められないことから、請求人の主張する、職員への措置要求、是正勧告については、請求理由を欠いている。

よって、請求人の主張には理由がなく、本件請求を棄却する。

債券の運用に関しては、阿南市債券運用指針にあるように、資金の需要の見通しを的確に捉え、安全性の確保、流動性の確保及び収益性のバランスに配慮した適切な運用と共に、市民から疑義をもたれないよう、市長の権限と責任の下に運用されるよう望むものである。